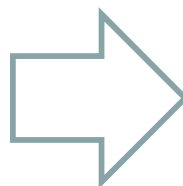


(試算例)住宅用地(敷地)の固定資産税の住宅用地特例解除

適切に管理された状態の空き家

固定資産税 6万円



適切な管理がされず、市町村長から**勧告**を受けた空き家

固定資産税 25万円

<前提条件>

- ・従前の敷地にかかる固定資産税の課税標準額となるべき価格 2500万円
- ・敷地面積 120㎡

※本試算は簡易的に算出したものであり、実際の税額とは異なることが考えられます。

◆住宅用地特例を適用した場合の税額の計算

$$\text{税額} = \text{固定資産税の課税標準額となるべき価格} \times \text{特例 } 1/6^{※1} \times \text{税率 } 1.4\%$$

※1 敷地面積が200㎡以下の課税標準の場合

○住宅用地特例を適用する場合の税額：約6万円

$$2500\text{万円} \times 1/6 \times 1.4\% = \text{約6万円}$$

◆住宅用地特例が適用されない場合(商業地扱い)の税額の計算

$$\text{税額} = \text{固定資産税の課税標準となるべき額} \times \text{負担水準 } 70\% \times \text{税率 } 1.4\%$$

○住宅用地特例が解除された場合の税額：約25万円

$$2500\text{万円} \times 70\% \times 1.4\% = \text{約25万円}$$